

教職員の長時間労働是正、ワーク・ライフ・バランスを実現し、 生活時間を取り戻す特別決議

3月28日、働き方改革実現会議は「働き方改革実行計画」を公表した。時間外労働への罰則付き上限規制を導入するための、労基法36条改正案が秋の臨時国会で審議される。しかし、公立学校教員は「適用除外」となった。6月9日、政府は骨太方針2017において、「教員の長時間勤務の状況を早急に是正することとし、年末までに緊急対策を取りまとめる」ことを閣議決定した。それをふまえ、6月22日、松野文部科学大臣は、「教員の働き方改革」について中教審に諮問した。

文科省の16年度教員勤務実態調査では、時間外勤務時間数を1ヶ月あたりに換算すると、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間を超える割合が、小学校教員で33.5%、中学校教員で57.7%にもなっている。持ち帰り業務も含めた1日あたりの勤務時間は、06年度調査よりも、小学校では平日、休日とも30分増、中学校では平日30分、休日1時間20分増となっており、教員の勤務実態は限界に達している。また06年調査以降、文科省・各教委は業務改善施策をすすめてきたとしているが、その一方で長時間労働は深刻化し、教職員の「生活時間の貧困」が浮き彫りとなった。

日教組はこの間、「長時間労働是正キャンペーン」を連合、日政連議員などと連携してすすめてきた。こうしたとりくみが世論を喚起し、中教審への諮問につながった。中教審審議を、従前の「業務改善」などを中心とした検討にとどまらせてはならず、無定量的長時間労働の要因の一つである給特法を改廃するなど、抜本的な改革が検討されるよう引き続き中教審対策を強化していく。

教職員の長時間労働是正とワーク・ライフ・バランスを実現し、生活時間を確保することは組織の最重要課題である。また、教職員定数改善や授業の持ち時間数減のとりくみも引き続き行っていく。そしてこれらの実現が、結果として子どもたちのゆたかな学びへとつながる。今、教職員の長時間労働是正については、かつてないほど世論が高まっていることをふまえ、日教組は引き続き、全単組一丸となって、保護者・地域、連合をはじめ幅広い組織・団体とも連携して総力をあげてとりくんでいく。

以上、決議する。

2017年7月16日
日本教職員組合 第106回定期大会